

全国センター第3回理事会は、景気と雇用悪化が働く人々のいのちと健康に深刻な影響を及ぼすことが予想される状況下で、労働者の健康を守る活動の強化を図るため、次のアピールを発表しました。

2009年5月29日

安全衛生活動をつよめ働くものの健康を守ろう

全国労働衛生週間(10月1日～7日)にあたって

働くもののいのちと健康を守る全国センター第3回理事会

世界的金融危機のもとでわが国でも非常事態ともいえる景気と雇用の悪化が進み、働く人々のいのちと健康に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。すべての労働災害・公務災害の被災者が十分補償され、安全で健康に働ける職場づくりを進める私たちのとりくみは一段とその重要性が高まっています

厚労省は、各都道府県労働局に対し、「全産業において経費抑制の圧力が強まることが予想されるが、労働者の安全衛生対策に係るとりくみについては、後退することがあってはならない」(平成21年度地方労働行政運営方針)として各局内の事業所への指導を強化せよと指示しています。

厚生労働省と中央労働災害防止協会が主唱する全国衛生週間は、「労使」に呼びかけられたものであり、特に経営トップの責任を求めています。

全国センターは、労働組合をはじめとする各団体とその構成員が働く職場で、衛生週間を主体的にとりくみ、この期間に(10月1日～7日、準備期間は9月1日～30日)に働くものの健康を守るとりくみを強めるよう呼びかけます。

実践できることからとりくみを開始しましょう。

1. 労働組合の積極的なとりくみで労働者のいのちと健康を守りましょ

う

・原点は職場、労働組合が安全衛生活動を活性化させよう

職場に広がるメンタルヘルス不全、パワーハラスメントは、長時間労働や職場環境の悪化に大きな要因があり、経営トップの姿勢を変える労働組合の積極的なとりくみがなければ変化を作り出すことはできません。

労働組合としては、労基法による労働時間規制が守られているかをチェックし、時間外労働や過重労働の実態を把握して改善をはかる活動が重要です。メンタルヘルス対策では労組として相談窓口を設置したり、1人ぼっちの労働者をなくすとりくみが重要です。また職場に「不健康」をもたらしている要因、たとえば長時間労働や成果主義賃金などワーストスリーを選び、改善対策を提案するなど、様々な工夫もしましょう。

そのような活動をもとに、安全衛生委員会に積極的にいのち、健康を守る積極案、改善案を提案していくことが重要です。例えばノー残業デーの設定、休憩時間を増やす、休養室をつくるなど労働者参加型、提案型の衛生週間にすることが重要です。

2. 労働安全衛生法に基づく衛生活動がきちんと行われているか、総点検しよう

労働者の健康障害を防止するための職場巡視や健診、安全衛生委員会が定期的に行われているかなど、衛生活動が労働安全衛生法に基づき行われていることが重要です。準備期間を含む衛生週間中に総点検しましょう。主なチェック項目は以下の通りです。

50人以上の事業所健診での有所見率は50%にもなります。事業所健診がきちんと法にもとづき行われているか、健診結果が労働安全衛生委員会で検討され健康を守る対策が立てられているかどうか、チェックしましょう。

職場巡視や健診結果の分析と今後の対策などで産業医などの専門家の協力が得られているかどうか。産業医が配置されていない職場では、産業保健推進センターの協力を得ていくことも重要です。

50人以上の事業所では安全衛生委員会の設置が義務付けられています。

49人以下の事業所では、事業者の責任で安全衛生推進者、衛生推進者が配置されているかが重要です。配置されていない場合は直ちに要求しましょう。

派遣など非正規労働者の労働災害、メンタル等の職業病が急増しています。同じ職場の仲間として非正規労働者の要求を大切に、安全衛生活動を推進していきましょう。ひどい実態に対しては労基署に告発し、派遣元や派遣先に労安法の罰則規定を適用させるとりくみも進めましょう。

学習活動も重要です。全国センターの企画で「職場で活用できる労働安全衛生法の基礎知識」（古市泰久著、学習の友社）がこのほど発刊されましたが、これを活用して学習活動を進めましょう。

3. メンタルヘルス不全、パワーハラスメントの実態を把握し、その対策を強めましょう。

昨年京都で開催された第3回健康で安全に働くための交流集会（08年10月11日～12日）で提案された「メンタルヘルス不全防止『11か条』」（参考例）の内容を発展させましょう。各職場でみんなで議論し対策を作り上げる参考例として活用下さい。

1日8時間は仕事のために、あとの8時間は休息のために、残りの8時間は家族のために

1人ぼっちの労働者をなくそう

「朝ごはんたべましたか」「お元気ですか」などの声かけとあいさつを

メンタルヘルス不調者の「居場所づくり」を考えよう

働き方を見直す、職場のワーストスリー選びにとりくもう

週に一度はノー残業デーの設定を

有休の完全取得は心の健康づくりへの近道

職場のハラスメントにレッドカード

メンタルヘルスは経営トップの宣言から

メンタルヘルスは職場の民主主義のバロメーター

職場に「浜ちゃん」と「笑い」を

4. スローガンを募集します。

各職場では全国センターの理事会声明「全国衛生週間にあたって」の読み合わせやポスターを掲示するなど活用を重視しましょう。ポスターのスローガンは募集します。募集

要領は全国センター通信（8月号）で発表します。ふるって応募下さい。

・ 単産、地方センター、全国センターの役割

単産では、各職場の安全衛生委員会の活動状況や労災職業病の発生状況などを調べ、要求課題、政策的課題を明らかにし、「健康な職場づくり」へのとりくみを強めましょう。

地方センターは、加盟組織や地方、地域の健康破壊、職業病、労働災害の実態などから行政への要求をまとめ、労働局交渉を行うなどとりくみを強めましょう。特に派遣など非正規労働者の問題については、県労連、各地の青年ユニオンなどとの連携を深め、いのちと健康を守るとりくみを強化しましょう。

地方センター、単産本部は職場からの相談にこたえること、学習会の講師を派遣するなど、職場組織への援助を強めましょう。また労働安全衛生講座や学校、交流会などを開き、職場での活動を前進させましょう。

全国衛生週間と同時期に実施されるじん肺・アスベストキャラバンとの共同行動にもとりくみましょう。

全国センターは、上記の活動が進むようにメンタルヘルス対策、アスベスト対策、49人未満を含めた事業所健康診断アンケートなどをすすめ、政策的な提起やとりくみの交流を進めます。さらに単産、地方センター等で開かれる学習会の講師派遣の相談窓口として対応します。